

## 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じた病気・ケガ等に対しては、保険金をお支払いしません。  
 「重要事項説明書」もあわせてご覧ください。

契約者・被保険者の行為によるもの	●契約者、被保険者による故意または重大な過失、被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為が原因で生じた病気・ケガ等
自然災害によるもの	●地震、噴火またはこれらによる津波もしくは風水害等の自然災害が原因で生じた病気・ケガ
既往症・先天性異常等	●ご契約の始期日より前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常、ならびに待機期間中に発症していた病気・先天性異常等 ●始期日より後であっても、弊社が保険料を領収する前に被っていたケガおよび発症していた病気・先天性異常等 ●後日、お届けする「どうぶつ健康保険証」の特記事項欄に記載のケガおよび病気・先天性異常等
(保険制度運営上) 病気・ケガにあたらぬもの等	●交配、妊娠、出産、早産、流産、帝王切開、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および病気・ケガ等 ●安楽死、遺体処置等 ●停留睪丸、臍(サイ:へそ)ヘルニア、そけいヘルニア等 ●去勢(停留睪丸による去勢を含む)、避妊手術等 ●爪切り〔狼爪(ろうそう)の除去を含む〕、肛門腺しぼり、耳掃除等 ●乳歯遺残、歯石取り、うさぎの過長歯に起因するすべての処置(不正咬合を含む)等 ●断耳、断尾等 ●ワクチン等の予防措置により予防できる病気(ただし、予防措置の有効期間内である場合および獣医師の判断により、予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除く)
予防費用	●予防目的の診療費(狂犬病予防接種、ワクチン接種、フィラリア予防、ノミ・マダニの寄生予防等)
検査・代替医療等	●健康診断、症状を伴わない血液検査・糞便検査等 ●中国医学(鍼灸を除く)、ホメオパシー、減感作療法等
治療費以外の費用等	●入院中の食餌に該当しない食物および療法食、獣医師が処方する薬事法上の医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬部外品等)、シャンプー(薬用シャンプーおよび医薬品シャンプーを含む)、イヤークリーナー(医薬品イヤークリーナーを含む)等のお持ち帰り用品等 ●カウンセリング料、指導料等
治療付帯費用等	●時間外診療費、往診料、文書作成料等

など